

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（案）【主体別】

県民生活課

自転車の安全で適正な利用を促進するため、県、県民、自転車利用者、事業者等の各主体に以下の責務・義務等を規定。

県

- 総合的な施策の策定・実施
- 自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するための「自転車安全確認の日」の設定
- 必要な広報・啓発活動の実施

- 学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるための適切な措置の実施
- 関係機関と連携した歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行の確保のための自転車に係る道路交通環境の整備
- 保険等への加入を促進するための情報提供等の実施

県民

- 自転車の安全で適正な利用についての理解を深める
- 自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施
- 国、県及び市町村が実施する施策への協力

自転車利用者

○ 利用する自転車の保険等への加入（義務）

- 道路交通に関する法令及び交通事故防止に関する知識の習得
- 自転車の安全で適正な利用のために必要な措置の実施
- 自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施
- 路面の積雪、凍結等の状態を考慮した自転車の利用
- 自転車の定期的な点検・整備

保護者

○ 監護する未成年者が利用する自転車の保険等への加入（義務）

- 未成年者に対する乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置の実施
- 未成年者が利用する自転車の定期的な点検・整備

高齢者の家族

- 高齢者に対する乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置の実施

交通安全団体

- 道路交通に関する法令の遵守に関する啓発の実施
- 自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施
- 国、県及び市町村が実施する施策への協力

学校教育その他の教育を行う者

- 県が、学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるために実施する措置への協力

事業者

○ 従業者が事業活動で利用する自転車の保険等への加入（義務）

- 自転車の安全で適正な利用についての理解を深める
- 事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施
- 事業活動又は通勤において自転車を利用する従業者に対する啓発・指導
- 国、県及び市町村が実施する施策への協力
- 事業活動で利用する自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施
- 事業活動で利用する自転車の定期的な点検・整備

自転車貸付業者

- 貸付用自転車の保険等への加入（義務）
- 貸付用自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施
- 貸付用自転車の定期的な点検・整備
- 自転車借受者に対する保険等の内容に関する情報提供

自転車小売業者

- 自転車購入者等に対する点検・整備方法等の情報提供
- 自転車購入者等に対する保険等への加入状況の確認及び未加入者に対する情報の提供